

生活クラブ風の村 2017年度事業計画 全エリア共通の方針（抜粋）

A だれもが地域で安心して暮らしてつづけるために、一人ひとりの個性と尊厳を尊重した質の高いサービスを提供します。

A-1 すべての分野において、質の高いケアのモデルを確立します。

- ・ICF(※1)を「全分野共通の基本姿勢」とし、各分野の基本姿勢の上位に位置づけ、各分野の特性に応じた研修内容の検討を行います。
- ・「地域共生ケア」(※2)への全面的転換に向けて、エリアごとの話し合いを始めていきます。
- ・2017年度中に、全分野における「基本ケア」を策定し、「高齢者介護10の基本ケア」についても見直しを行います。
- ・リハビリテーションを強化するために、各拠点に1名以上の専門職を採用します。
- ・ホームヘルパーへのスマートフォン貸与を5事業所で実施(約260台)し、サービスの質の向上と業務の効率化を図ります。
- ・利用者家族、利用者に関係するサービス事業者にもICTで情報共有し、連携して支援できる仕組みを構築します。
- ・施設にインカムを導入し、利用者情報を共有しサービスの質の向上と業務の効率化を図ります。
- ・制度外サービスとして、介護旅行等について、利用者と家族の意識調査を上期に実施します。

A-2 生活クラブ安心ケアシステムを実行します。

- ・「KAZEGRAM(風の村業務マニュアル)にそったケアの評価」(プロセス評価)と「ケアの結果どのような成果があったのかの評価」(アウトカム評価)の二つの評価をおこないケアの水準を高めます。すべて分野において今年度中にアウトカム評価の指標を作成します。
- ・現在生活クラブ安心ケアシステム事業を実施している定期巡回ステーションにおいては、支えきる視点で事業が実施できているかの再点検をおこないます。

A-3 すべての職場において、kintone(社内情報共有ツール)とKAZEGRAMを業務高度化のツールとして定着させます。

- ・全職員対象となる提出物や報告書を順次kintone利用に移行し、ペーパーレス化と、アウトカム評価ができる仕組みを作ります。
- ・2016年度KAZEGRAM総点検により明らかになった課題に項目ごとの見直し責任者が取り組みます。

A-4 全国の生活クラブグループ共通の取り組みに連動した活動を行います。

- ・生活クラブ「福祉・たすけあい8原則」(※3)を実行します。
- ・FECW自給圏(Food, Energy, Care, Work)の概念に沿って、食支援の実施、事業所における再生可能エネルギーの活用等に積極的に取り組みます。

A-5 生活クラブ安心システム連合と安心システムユナイテッド

- ・生活クラブ安心システム連合については、視察の受入れや講師の派遣等の支援、グループウェア等を活用した情報共有や教材の提供等により会員への技術等習得研修の支援、10の基本ケアについての論理的根拠の研究及びテキスト作成等の個別支援をおこないます。また3月には「福祉・たすけあい生活クラブ研究交流集会」に参加し活動を共有し風の村の事業に活かします。
- ・安心システムユナイテッドでは、安心システムを全国へ普及・啓発していくと同時に、安心システムを高度化していくための学習・研修・交流等のイベントを開催していきます

B 全世代・全対象型地域包括支援体制を構築します。

B-1 生活クラブ千葉グループ4団体と連携し、「生活クラブ安心システム」と「街の縁側づくり」を推進します。

統一方針1 『生活クラブ安心システム』の推進

- ・これまで展開してきたサロンや買い物バスの活動への参加者をさらに増やせるよう各拠点で情報発信などを工夫します。

統一方針2 「星の数ほど縁側を」

- ・だれもが気軽に訪れることができ必要な支援の機能をあわせ持った居場所として、「街の縁側東深井」「街の縁側園生」など拠点の地名を示した看板を全拠点施設に設置します。
- ・「生活クラブ安心システム お困りごと何でも相談 電話××××××××××」の横断幕を拠点施設に掲げます。

B-2 ケアラーズ(介護者)支援

- ・生活クラブ安心システムの中に介護者支援を位置づけ、エリアごと(事業所ごと)に計画を策定し、実践していきます。
- ・「ケアラーズカフェ」や「オレンジカフェ(認知症支援)」の開催、ケアラーズ支援のネットワークを作り、ボランティア講座や街角福祉相談員養成講座を実施し、人材の育成を図ります。
- ・全国の介護者支援団体やNPOとつながり、介護者支援の社会的な認知度を高めていきます。

B-3 地域で「コミュニティオーガナイザー」の役割を担う職員を養成します。

- ・コミュニティ・オーガナイズのスキルは、地域住民が地域課題に気付き、主体的に解決に向けて取り組むための活動を後押しするものです。2017年度は流山の職員がコミュニティ・オーガナイズ研修を受講していきます。また、地域へのネットワークを広げ支援の必要な方にサービスが行き届くように、営業力の強化も図ります。

B-4 認知症になっても暮らし続けることができる地域づくりに貢献します。

- ・風の村の全職員が認知症サポーターとなるよう、各拠点で養成講座を開催します。
- ・また、安心システムの拠点周辺の小中学校や高等学校を対象に、養成講座の開催を働きかけていきます。
- ・認知症カフェ(※4)を地域で開催するために具体的な検討を始めます。

B-5 すべての子どものすこやかな成長と自立が保障される地域づくりに貢献します。

- ・安心システムの中で子ども食堂の実施が進んでいます。法人内の児童福祉関係の事業所や相談事業所の専門職も参加し、関連団体と連携し、食の提供にとどまらない活動に取り組みます。

B-6 首都圏大災害に備えた体制を構築します。

- ・拠点単位でBCP(事業継続計画)の作成を継続、課題解決を進めることとし、防災担当者会議を3回/年で開催します。
- ・安心システムユナイテッドを中心とする他法人と共同で緊急福祉支援体制に担当職員が参加し、非常時に広範で支援しあう関係づくりを進めます。

B-7 低所得者の住まいについての研究をすすめます。

- ・低所得者向けの住宅運営実施に向け調査を開始します。あわせて空家の活用も検討します。

B-8 空き家利用の可能性追求

- ・新地域支援事業の拠点(通所、サロン、縁側)等の場として、各安心システム推進会議で1ヶ所の空家利用を検討していきます。

B-9 新地域支援事業への対応

- ・地域支援事業が開始され流山市と船橋市で導入が始まりました。安心システムの推進の観点から各訪問介護事業所において訪問型サービスに取り組みます。

B-10 生活困窮者の自立支援事業受託に関して

- ・柏市、船橋市、印旛圏域(佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、栄・酒々井町)の8自治体において引き続き受託していくと同時に、新規事業(任意事業等)の受託を目指します。また、千葉市(若葉区)においても新規事業の受託に向けてプロポーザルへの応募を検討していきます。

C 全員参加型の職場づくりをすすめるとともに、強い経営体質を作ります。

C-1 地域貢献を推進し、大災害にも耐える経営体質を構築するため、経営構造の改革を断行します。

- ・事業が安定的に継続し発展しながら地域貢献ができるように健全収支を維持し、内部留保を高め、事業毎の収支基準をクリアできる事業自立と健全経営の構築を目指します

- ・新規事業所を除く全事業所の黒字化を目指します。赤字事業所にあつては、閉鎖、業態変更等含め検討していきます。

C-2 はたらく「意欲度」「満足度」を高め、離職率を大幅に減らすとともに、採用制作の高度化をはかります。

- ・リクナビ、マイナビなどこれまで活用してきた就職サイトを引き続き活用し、その発信内容を豊富化します。
- ・ホームページの採用記事更新は1ヶ月に1回以上行い、更新した内容をSNSで各方面に発信します。
- ・高齢者採用情報は各拠点の活動を通して情報発信するとともに、65歳定年に達した職員が引き続き契約職員として再雇用となるように働きかけます。
- ・さらに労働条件改善をめざし、正規職員については勤続5年ごとのリフレッシュ休暇制度(有給5日間)を導入します。
- ・36協定を厳守し、時間外労働の上限(月平均30時間)を超える職員がでないように各所場で業務の見直しを行うとともに協力関係を築きます。
- ・EPA(経済連携協定)の枠でベトナムから2名(8月)、フィリピンから2名(12月)介護福祉士候補者が特養ホーム八街で勤務する予定です。日本語教育、介護技術教育を丁寧に行い、職場に早期に馴染むよう支援します。
- ・介護分野において視点に立って、外国人技能実習生の受入準備を進めます。
- ・保育託児システムは、船橋、市川、柏の拠点施設において職員ニーズの把握と場所づくりを追求します。
- ・職員の肉体的に負担を軽減するために各施設にリフト設置して活用します。
- ・10の基本ケア(※5)技術研修を毎月各拠点施設で実施し、自立支援を意識した腰痛にならない介助技術を学習する場を設けます。

C-3 ICTを積極的に利用し、業務の改善、効率化、コミュニケーションの活発化をはかります。

- ・kintoneを使ったコミュニケーション活用について、事業所の要望を取り入れてアプリ開発をします。
- ・勤怠管理システムからのデータより統計資料作成を行い、労働環境を客観的に判断し改善を図ります。

C-4 ユニバーサル就労をすべての職員のはたらき方改革として位置づけます。

- ・ユニバーサル就労システム高度化検討会議の報告を踏まえた上で「就業規則、基本行動心得等見直しチーム」を7月に設置します。2018年4月1日に全面改訂できるように準備を進めます。

C-5 エリアごと自らの事業計画を策定し、自主運営する仕組みをつくります。(会議体制の変更についても明記する)

- ・機構変更を行いエリアマネジャーと施設長の兼務体制は極力なくすこととします。
- ・エリアマネジャーと拠点施設長は同等の関係と位置づけ、それぞれ担当する事業所経営について責任を負うこととします。

・本部機構は4部1室から事業部と総務部の2部制に変更してスリム化を推進します。

C-6 経営体質強化のうえで、利用者、地域住民、職員などステークホルダー（利害関係者）による資金拠出を含めた運営参加の仕組みについて検討します。

・職員、地域住民、利用者などの方からの資金拠出できる仕組みの調査・研究を行います。

C-7 法人設立20周年（2018年）の記念事業について、プロジェクトを立ち上げて実施します。

C-8 社会福祉法改定に的確に対応し、適切な法人運営を行います。

D 権利擁護と虐待防止の取り組み（虐待防止委員会、苦情解決第三者委員会、自主監査委員会）

【虐待防止委員会】

・身体拘束ゼロを目指し、認知症ケアを広げていきます。
・エリアごとに権利擁護と虐待防止の研修を実施します。

【苦情解決第三者委員会】

・毎月、入居施設への訪問を継続実施し、入居者、家族、職員の苦情や相談を受け止め施設と協同で課題解決を目指します。

【自主監査】

・今年度からは3年間で全事業所を監査するための体制を整え、利用者の視点にたったより質の高い適切なサービスを提供と人材の育成をはかります。

E ユニバーサル就労の拡大（ユニバーサル就労の社会化とネットワーク拡大・充実、ユニバーサル農業の推進）

・さまざまな社会資源とネットワークを構築しながら、「支援付就労が必要な方々」を地域で支えていく仕組み作りを目指します。長期的な目標は「支援付就労地域づくりセンター」の設立です。

・ユニバーサル農業は就農者や障がい者等、様々な人々が農について考え、携っていきけるビジネスモデルの構築を目指します。

F 広報戦略

・広報の最大目的を人材確保をとして短期・中期的に採用に結び付けることを意識します。

・ホームページの更新頻度・情報量を定期的に見直します。
・機関紙の位置づけを検討し、リニューアルして発行をします。

G 事業の継続と充実

G-1 財務構造の改革

・事業毎の収支率基準を上回るように収支構造の改善を図ります。
・拠点・エリア毎の収支管理を進めます。

G-2 新規事業

- ・風の村作草部の事業を開始します。（2017年4月）
- ・定期巡回ステーション八街の事業を開始します。（2017年4月）
- ・あんしんケアセンター小仲台（千葉市地域包括支援センター）の事業を開始します。（2017年4月）
- ・デイサービスセンター新松戸が事業開始します。（2017年4月）
- ・はぐくみの杜君津赤ちゃんの家（乳児院、定員15名）の事業を、はぐくみの杜君津の隣地で開始します。（2017年5月）
- ・定期巡回ステーションなりたの事業を開始します。（2017年10月）
- ・我孫子市なんでも相談室の分割（エリア分割による事業所増設）に向けて我孫子市との事前協議を継続します。
- ・八街市地域包括支援センター事業受託に向けて準備を継続します。（2017年秋開設予定）
- ・特養ホーム八街の増床に向けて行政との協議を継続します。

G-3 事業の統合・閉鎖

・事業所の統合・閉鎖はエリアの方針をもとに実行します。

※1) ICF はそれまでの障害分類がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えた分類です。詳細につきましては厚生労働省ホームページをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>

※2) 「地域共生ケア」とは、これまでのような「支える人と支えられる人に分かれるケア」ではなく「だれもが支え合う、すなわち、一人ひとりが支え手であり、支えられ手であるケア」です。すべての分野において、「やってあげるケア」からの脱却を行います。

参考資料:「地域包括ケアの深化と地域共生社会の実現」(厚生労働省)

※3) 生活クラブ「福祉・たすけあい8原則」とは、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざした生活クラブの活動の指針

- ①多様性 ②尊厳の尊重 ③参加型社会
- ④働きがいのある人間らしい仕事 ⑤居場所づくり・役割づくり
- ⑥子育て支援 ⑦介護支援 ⑧社会的孤立への支援

※4) 認知症カフェは、認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が交流をしたり、情報交換をしたりする場のひとつです。

※5) 「10の基本ケア」とは、高齢者ケアにおいては、質の高い支援をおこなうための指針です。

- ①換気をする ②床に足をつけて正しい座位をとる
- ③トイレに座る ④あたたかい食事をする
- ⑤家庭浴に入る ⑥座って会話をする
- ⑦町内にお出かけをする
- ⑧自分でできること夢中になれることをする
- ⑨本人・家族が参加してケアプラン作りをする
- ⑩ターミナルケアをする

2017当初予算

2017年度の新規事業所は千葉市稲毛区の作草部施設建設（高齢者グループホーム2ユニット、小規模多機能居宅介護、高齢者デイサービス、児童デイサービス（重度）、君津市の乳児院（はぐくみの杜君津赤ちゃんの家）、千葉市の地域包括支援センター受託事業（千葉市あんしんケアセンター小仲台）、八街市・成田市の地域密着型サービス事業（定期巡回ステーション八街・定期巡回ステーションなりた）、松戸市の高齢者デイサービス事業（デイサービスセンター新松戸）、佐倉市の計画相談支援・障害児相談支援事業（仮 障がい相談事業さくら）、白井市でその他の事業（れもんばーむ白井）の各事業が始まります。

法人全体の予算としては、サービス活動収益計画を6,155,170千円、サービス活動費用計画を6,058,261千円、経常増減差額100,628千円の編成となっています。

最終的な当期活動増減差額は101,077千円で編成しました。

予算は各事業所の合算したものを予算としています。前期末支払資金残高・前期繰越活動増減差額は、決算確定をもって数値を変更していきます。計数整理の結果、若干変動を生じる場合があります。

I 主な経営数値

項目	数 値	16予測比
訪問介護事業のケア時間	195,627時間	106.30%
高齢者デイサービス利用回数	54,219回	109.80%
居宅支援プラン数	29,321件	109.70%
短期入所事業の受入れ件数	25,918件	102.80%

II 事業別概算収入予算

単位：千円

区 分	収入額	区 分	収入額
ホームヘルプ事業	886,229	定期巡回型サービス	337,048
デイサービス事業	565,103	地域包括・相談事業	326,927
有料老人ホーム・サ高住事業	524,584	福祉用具事業	326,485
特養・グループホーム	475,487	小規模多機能居宅介護	269,361
保育園・学童	434,064	訪問看護事業	251,576
ショートステイ事業	379,662	放課後等デイサービス事業	192,519
児童養護施設	376,020	診療所・鍼灸マッサージ院	74,858
居宅介護支援事業	366,686	賃貸事業他	25,974
障害者(児)事業	342,548	合計	6,155,170

III 資金収支計算書予算

単位：千円

1. 事業活動収入計	6,188,478
2. 事業活動支出計	5,862,585
3. 事業活動資金収支差額	325,892
4. 施設整備補助金・寄附金・借入金収入	50,550
5. 施設整備等支出	
①施設整備借入金償還支出	134,638
②ソフトウェア他（本部）	11,497
③設備備品（風の村なりた）	11,174
④設備備品（風の村さくら）	10,952
⑤開設備品（はぐくみの杜君津赤ちゃんの家）	9,870
⑥その他（建物附属設備、他）	41,622
小計	219,755
6. その他の活動収入計	
①積立資産取崩収入（地域福祉支援積立金他）	7,597
②その他	1,560
小計	9,157
7. その他の活動支出計	
①長期運営資金借入金元金償還支出	105,013
②積立資産支出（修繕積立金）	37,000
③その他	10
小計	142,023
8. 予備費	60,000
9. 当期資金収支差額合計	△36,179
(3+4-5+6-7-8)	
前期末支払資金残高（2016年度予算額）	93,830
当期末支払資金残高	57,651

IV 事業活動計算書予算

単位：千円

勘 定 科 目		金 額	16予算比	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	3,297,966	117.1
		老人福祉事業収益	524,585	100.4
		児童福祉事業収益	386,021	154.8
		保育事業収益	433,956	107.8
		就労支援事業収益	82,037	365.7
		障害福祉サービス等事業収益	712,719	117.7
		医療事業収益	173,560	112.7
		建物貸付事業収益	18,396	98.2
		飲食事業収益	5,760	94.6
		福祉用具貸与事業収益	245,967	106.2
	費用	福祉用具販売事業収益	40,198	93.1
		住宅改修事業収益	36,000	95.9
		物品販売事業収益	4,320	81.7
		ヘルパー事業収益	1,100	53.4
		その他の事業収益	192,277	95.4
		経常経費寄付金収益	302	9.8
		サービス活動収益計(1)	6,155,170	115.7
		人件費	4,211,791	113.5
		事業費	551,450	113.2
		事務費	784,264	101.7
増減の部	就労支援事業費用	98,790	198.7	
	福祉用具貸与事業費用	130,608	105.4	
	福祉用具販売事業費用	28,259	95.3	
	住宅改修事業費用	31,500	96.8	
	物品販売事業費用	3,888	238.1	
	減価償却費	287,084	122	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△69,377	110.1	
	サービス活動費用計(2)	6,058,261	112.6	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	96,909	—	
	収益	サービス活動外収益計(4)	33,308	94.8
費用	サービス活動外費用計(5)	29,589	94.1	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	3,719	100.1		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	100,628	—		
特別増減の部	収益	特別収益計(8)	11,250	3.4
	費用	特別費用計(9)	10,800	3.3
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	449	—	
繰越活動増減差額の部	当期活動増減差額	(11)=(7)+(10)	101,077	—
	前期繰越活動増減差額(12)	(2016年度予算額)	291,415	81.9
	当期末繰越活動増減差額	(13)=(11)+(12)	392,492	130.9
	その他の積立金取崩額(14)	7,597	16.7	
	その他の積立金積立額(15)	37,000	68.6	
次期繰越活動増減差額	(16)=(13)+(14)-(15)	363,089	124.6	